

ごみ処理広域化に係る今後の協議の進め方について

1. 概要

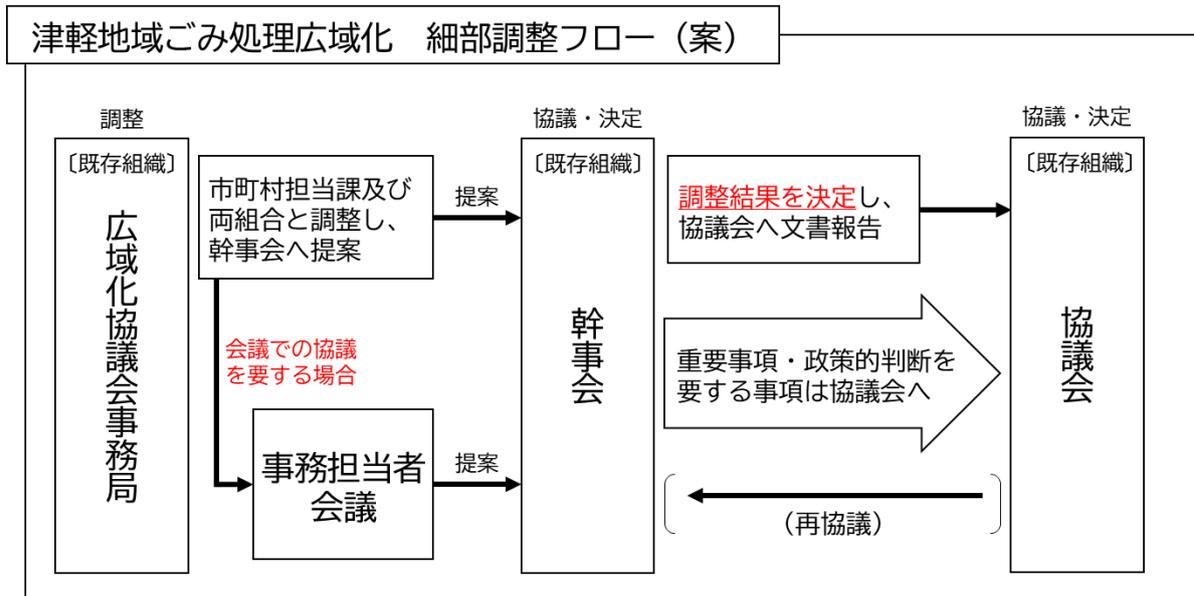
ごみ処理広域化については、令和4年10月27日の第9回協議会までに協議項目101項目のうち100項目の調整を終え、残りは「12-7 プラスチック資源一括回収リサイクル」のみとなっている。今後は、残りの1項目の調整を進めることと並行して、これまで決定した調整方針に基づき広域化時まで事務レベルの細部調整を図っていく必要があることから、広域化までの今後の進め方について下記のとおり諮るもの。

2. 細部調整の協議

(1) 細部調整項目

現時点では、資料3-1のとおり協議項目101項目にぶら下がる形で全37項目を想定している。なお、今後調整を進めていく中で項目の追加・削除は見込まれるが、これまでの協議項目とは異なり事務レベルの調整項目であることから、項目の加除は事務局が適宜対応していく。

(2) 協議フロー



① 広域化協議会事務局及び事務担当者会議

これまでの、市町村の事務担当職員で組織する専門部会（総務・施設管理）において、調整方針（案）を整理し幹事会へ提案してきた。今後の細部調整に際しては、より具体的な制度内容の協議となることが想定されるため、専門部会だけでなく様々な部門の意見を聴取する機会が多くなると見込まれる。

そのため、細部調整を進めていくにあたっては事務局が主体となって市町村及び両組合と調整し、整理した内容について幹事会へ提案することを基本としたい。なお、会議での協議を要する場合は、協議内容に応じた市町村担当課の担当者等を参集して事務担当者会議を開催し、幹事会への提案内容を整理することとする。（事務担当者会議の設置要綱（案）は資料3-2を参照。）

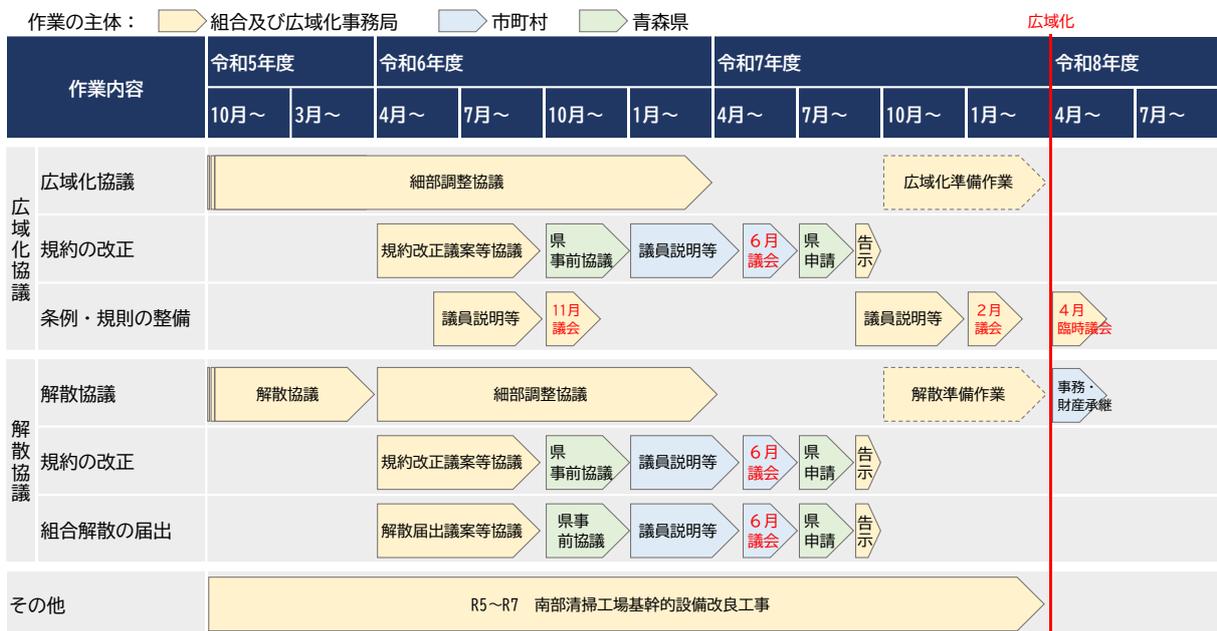
②幹事会及び協議会

幹事会は、事務局から提案のあった項目について協議・決定し、決定した内容については文書により協議会委員へ報告する。なお、重要事項及び政策的判断を要する事項については協議会に提案する。

協議会は、幹事会から提案のあった重要事項等に関して協議・決定する。また、幹事会で決定した内容についての報告を確認し、疑義を生じるものがあれば再協議を指示する。

いずれの組織も既存の枠組みを引き継ぐものとし、上記以外の案件に関しても必要に応じて開催し方針等について検討する。

3. 広域化までのスケジュール（案）



以上

津軽地域ごみ処理広域化細部調整項目一覧（令和5年1月31日現在）

分類	協議項目	協議時 専門部会	細部調整項目	一連 番号
1 広域化の方式及び期日				
1	広域化の方式	総務	—	
2	広域化の期日	総務	・黒清組合のごみ搬入停止の期日と、それに伴う弘環組合及び市町村の対応について	1
2 運営主体				
1	名称	総務	—	
2	構成団体	総務	・規約の改正内容について	2
			・広域化に関する広報について	3
3	共同処理する事務	総務	—	
4	施設の設置	総務	—	
5	事務所の位置	総務	—	
3 議会				
1	議員の定数及び選出方法	総務	・任期中の議員の取扱について	4
			・定数減少となる弘前市の取扱について	5
2	議員の任期	総務	—	
3	議長、副議長の選挙	総務	—	
4	定例会	総務	—	
5	議員報酬・費用弁償	総務	—	
6	議員の公務災害	総務	—	
7	議員視察	総務	—	
8	専決処分事項の指定	総務	—	
4 執行機関				
1	管理者、副管理者の選任方法	総務	・正副管理者会議（構成市町村長会議）の取扱について	6
2	会計管理者の選任	総務	・会計管理者の選任方法について	7
3	監査委員の定数及び選任方法	総務	・監査委員の選任方法について	8
4	定期監査	総務	—	
5	月例現金出納検査	総務	—	
6	公平委員会	総務	—	
5 経費の支弁方法				
1	経費の負担割合等	総務 (合同)	・令和8年度当初予算について	9
6 管理				
1	職員の定数	総務 (合同)	・職員の定数について	10
2	組織及び職員配置	総務 (合同)	・職員の派遣方法及び派遣協定の内容について	11
3	公告	総務	—	
4	条例、規則、訓令等の制定及び改廃	総務	・広域化に向けた改廃内容について	12
5	例規集の編纂	総務	—	
6	公文書の保存、整理	総務	—	

分類	協議項目	協議時 専門部会	細部調整項目	一連 番号
6 管理				
7	公印の管理	総務	—	
8	附属機関	総務	—	
9	組合の休日	総務	・組合の休日に関する条例の制定について	13
10	行政手続	総務	—	
11	行政不服審査	総務	—	
12	情報公開	総務	—	
13	個人情報保護	総務	—	
14	暴力団排除	総務	—	
7 人事				
1	職員採用（試験・計画）	総務	—	
2	職員の任免（分限・懲戒）	総務	・派遣職員の分限及び懲戒の取扱について	14
3	人事異動	総務	—	
4	職員の服務	総務	—	
5	級別職務分類	総務	—	
6	階級	総務	—	
7	昇任、昇給、昇格	総務	—	
8	人事評価	総務	—	
9	休暇・職務専念義務の免除	総務	—	
10	職員教育・研修	総務	—	
11	福利厚生	総務	・派遣職員に係る産業医及び健康診断について	15
			・派遣元福利厚生会への会費の納入について	16
8 給与				
1	職員給料	総務	・派遣職員の給料支給事務について	17
2	人事給与管理システム	総務	—	
3	初任給基準	総務	—	
4	諸手当	総務	・退職手当負担金の納入について（弘前市以外）	18
5	公務災害補償	総務	—	
6	特別職の旅費	総務	・管理者及び副管理者の旅費基準について	19
7	職員等の旅費	総務	—	
8	市町村共済組合事務	総務	—	
9	社会保険事務	総務	—	
10	雇用保険事務	総務	—	
11	その他災害保険	総務	—	
12	財形貯蓄	総務	—	
9 財務				
1	財政調整・退職手当基金	総務	・財政調整基金の積立方法について	20
			・退職手当基金の廃止について	21
2	財産管理（動産・不動産）	総務 (合同)	・黒清組合所有財産のうち、8市町村のごみ処理に資する財産について	22
3	財務会計システム	総務	—	
4	補助金、交付金	総務	—	
5	起債管理	総務	—	

分類	協議項目	協議時 専門部会	細部調整項目	一連 番号
9 財務				
6	物品、備品調達・管理	総務	—	
7	賃貸借契約	総務	—	
8	各種委託契約	総務	—	
9	その他契約	総務	—	
10	入札指名事務及び契約手続き	総務	—	
11	工事設計書作成	総務 (合同)	—	
12	検査事務	総務 (合同)	—	
13	指定金融機関	総務	—	
14	使用料（収入）	総務	—	
15	現金の取扱い	総務	—	
16	公金総合保険	総務	—	
10 廃棄物処理施設管理				
1	処理施設の使用許可	施設管理	・黒清組合で取得した使用許可の取扱いについて	23
			・黒清組合施設搬入業者等に係る弘環組合施設使用許可の手続について	24
2	一般廃棄物の処分手数料	施設管理 (合同)	・黒清組合施設搬入業者等に係る処分手数料後納許可の手続について	25
3	組合が処分する産業廃棄物	施設管理 (合同)	—	
4	技術管理者の資格	施設管理 (合同)	—	
5	処理施設の利用時間及び休業日	施設管理	—	
6	搬入を制限する廃棄物	施設管理	—	
7	処分手数料の徴収方法	施設管理 (合同)	—	
8	一般廃棄物の処分手数料の減免	施設管理 (合同)	—	
9	搬入手続	施設管理	—	
10	搬入の停止等	施設管理	—	
11	許可の取消等	施設管理	—	
12	許可証の返還	施設管理	—	
11 施設受入基準				
1	可燃ごみ	施設管理	・市町村の収集日程と搬入量について	26
2	不燃ごみ	施設管理	・市町村の収集日程と搬入量について	27
			・水銀使用廃製品の飛散・流出防止策について	28
3	大型（粗大）ごみ	施設管理	・市町村の収集日程と搬入量について	29
			・量の受入基準について	30
4	資源ごみ	施設管理	・市町村の収集日程と搬入量について	31
5	り災ごみ	施設管理	・災害廃棄物の搬入（災害時の施設体制）について	32
12 処理区分				
1	可燃ごみの処理区域割	施設管理	—	
2	小型家電の施設回収	施設管理	—	
3	処理不適物の扱い	施設管理	・両組合で取扱いが異なる処理不適物への対応について	33

分類	協議項目	協議時 専門部会	細部調整項目	一連 番号
12 処理区分				
4	危険物処理の扱い	施設管理	・危険ごみの収集運搬及び処理方法について	34
5	廃電池類処理の扱い	施設管理	・廃電池類の収集運搬及び処理方法について	35
6	犬猫等死骸処理の扱い	施設管理	—	
7	プラスチック資源一括回収リサイクル	施設管理	—	
13 焼却灰運搬				
1	焼却灰運搬業務	総務	—	
14 処理計画等				
1	廃棄物処理等に係る計画	総務	・各種計画の見直し内容について	36
15 その他（協議項目に紐づかない細部調整項目）				
1	その他	—	・プラザ棟の活用について	37

津軽地域ごみ処理広域化事務担当者会議設置要綱

(設置)

第1条 弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村及び西目屋村（以下「構成団体」という。）が協議しているごみ処理施設の設置及び管理に係る事務の広域処理（以下「事業」という。）について、構成団体及び関係する一部事務組合（以下「組合」という。）が連携し、事業の円滑な推進を図るため、津軽地域ごみ処理広域化事務担当者会議（以下「担当者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 担当者会議は、次の各号に掲げる事項について情報を共有し、協議するものとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業に関すること。

(組織)

第3条 担当者会議の委員は別表のとおりとし、会議の都度推薦された職員で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 担当者会議に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局次長をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、担当者会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 担当者会議は、会長が必要に応じて随時開催する。

(処務)

第6条 担当者会議の処務は、津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体名	委員
構成団体	弘前市	推薦職員
	黒石市	推薦職員
	平川市	推薦職員
	藤崎町	推薦職員
	大鰐町	推薦職員
	板柳町	推薦職員
	田舎館村	推薦職員
	西目屋村	推薦職員
組合	弘前地区環境整備事務組合	推薦職員
	黒石地区清掃施設組合	推薦職員